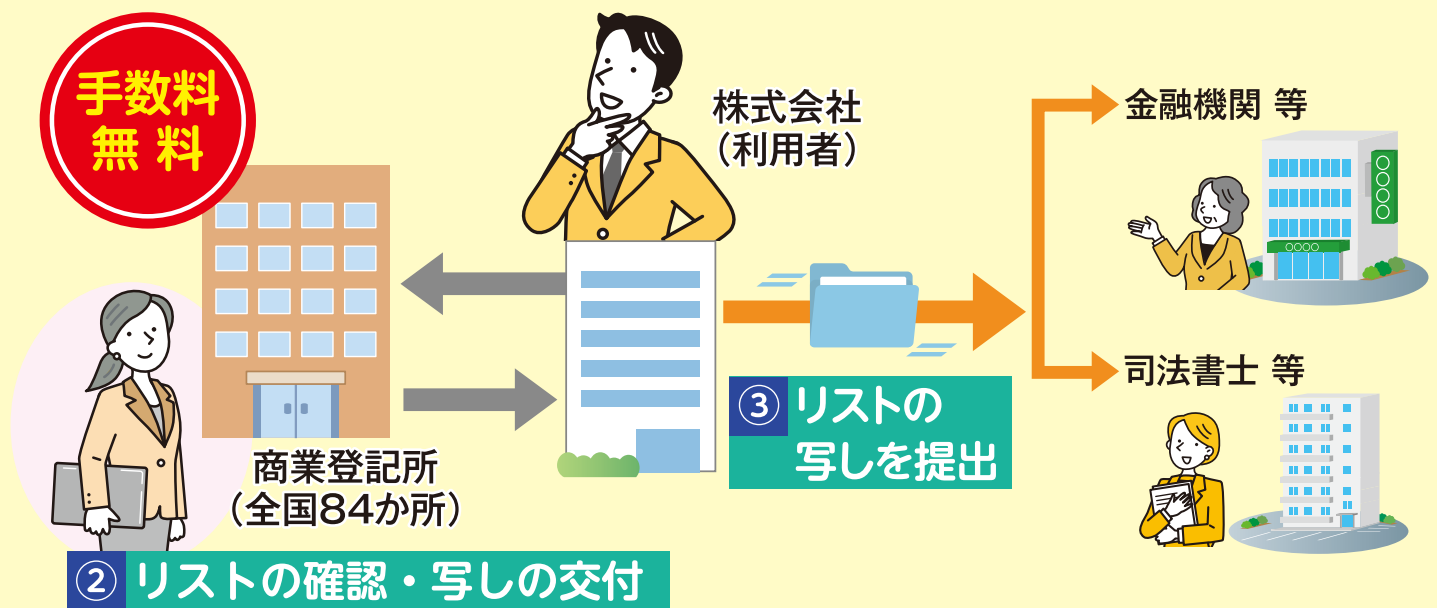


# 実質的支配者リスト

## ① 実質的支配者リストの保管・写しの交付申出



## ② リストの確認・写しの交付

令和6年6月までに司法書士等との一定の取引時確認においても、法人の実質的支配者の申告が必要となります。令和6年中にこの制度の更なる利用手続の拡大が予定されています。

### 実質的支配者リストとは

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。

この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

### 利用のメリット

#### 1 金融機関等：信頼性の高い実質的支配者情報が得られる

実質的支配者リストの内容については、商業登記所の登記官が確認を行っているため、公的に証明された信頼性の高い実質的支配者情報を取得できます。

#### 2 株式会社：金融機関等で必要な手続がスムーズに

実質的支配者リストは再交付も可能であり、提出が必要になったときにも利用できます。



## 制度を利用できる法人

**株式会社**（特例有限会社を含む。）が、この制度を利用することができます。

※持分会社や一般社団法人・一般財団法人等は、この制度の対象ではなく、利用することができません。

※**円滑な取引に備えて、あらかじめ1年に1回程度保管・交付の申出をしておくことをおすすめします。**

### ◆会社設立時のご利用が便利です。

起業して新たに会社を設立するときなどに併せて、実質的支配者リストの保管の申出をして写しの交付を受けていると、金融機関等において新規の法人口座を開設する際などの実質的支配者の確認手続きがスムーズに行えます。

## 対象となる実質的支配者

- ① 株式会社の議決権総数の**50%**を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(※)
- ② ①に該当する者がいない場合は、株式会社の議決権総数の**25%**を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(※)

※犯収法施行規則第11条第4項により、自然人とみなされるもの(国、地方公共団体、上場会社等)を含みます。

なお、当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかである場合には、実質的支配者に該当しません。

## 手続きの流れ

### 1. 会社による申出

実質的支配者リストの写しの交付を受けるためには、管轄の商業登記所に実質的支配者リストの保管及び写しの交付の申出をする必要があります。

具体的には、以下の流れとなります。

- ① **実質的支配者リスト**を作成
- ② 申出に必要な**申出書と添付書面**を準備

⇒管轄の商業登記所に持参または送付して申出

※**手数料は無料**。また、代理人による申出も可能です。

#### <添付書面の例>

- ・株主名簿の写し
- ・申出をする会社の代表者の本人確認書面

### 2. 登記所での確認・交付

登記官が申出の内容を確認の上、実質的支配者リストを保管します。

申出をした会社には、登記官の認証文付きの実質的支配者リストの写しが交付されます。

### 3. 利用

実質的支配者リストの写しを金融機関などに提出します。

※2. で保管された実質的支配者リストについては、**写しの再交付の申出**をすることができます。